

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約業務名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター AC沈砂洗浄設備等補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、鴻池水みらいセンターに設置されているAC沈砂洗浄設備等の補修を行うものです。

本設備は、安定した下水処理を行ううえで重要な設備であるが、老朽化に伴う漏水の発生や、点検により異音や油漏れが確認されており、安定した運転に支障があるため、補修工事を実施するものです。

本設備は、B沈砂洗浄設備を日立機電工業株式会社が、AC沈砂洗浄設備を日立機電工業株式会社が合併により社名変更した株式会社日立プラントテクノロジーが設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものであります。

また、株式会社日立プラントテクノロジーは平成25年に株式会社日立製作所に吸収合併された後、株式会社日立製作所の水処理部門は令和2年に株式会社日立プラントサービスへ事業移管されました。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社日立プラントサービス以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社関西支店と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。